

畿央大学における競争的資金等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、畿央大学(以下「本学」という。)における競争的資金等の取扱いに関し、適正に運営及び管理するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 競争的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「競争的資金等」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 この規程において「研究代表者等」とは、本学の専任教育職員で、第1項に掲げる研究費補助事業を一人で実施する研究代表者、研究組織又は研究拠点の代表者及び外部の研究機関の研究代表者から研究費補助金の配分を受けた研究分担者をいう。

(責任と権限)

第4条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理するために、最高管理責任者及び統括管理責任者を置き、その責任と権限を定める。

(1) 最高管理責任者は、大学全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、事務局長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(ルールの明確化)

第5条 競争的資金等に係る事務手続きのルールについては、明確化・統一化に努めるとともに、研究者・事務職員に分りやすい形で周知する。

2 競争的資金等に係る事務処理手続きの相談窓口を、総務部及び企画部に置く。

3 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続きに関する学内外からの照会等に対応し、本学における研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(職務権限の明確化)

第6条 研究代表者等ならびに事務職員は、次の各号で定める通り、それぞれの責任と権限により、競争的資金等の適正な執行の確保及び不正使用の防止に努めるものとする。

- (1) 研究代表者は、当該課題における研究開発の責任者として運営及び管理を担い、当該課題に参画する研究者等を統括するとともに、本学の他の規程等及び当該競争的資金等の制度が定める各種手続等を遵守するものとする。
- (2) 研究課題に参画する研究分担者は、当該課題の代表者の運営及び管理の下、誠実に分担する研究開発を行い、本学の他の規程等及び当該競争的資金等の制度が定める各種手続等を遵守するものとする。
- (3) 前2号の他、統括管理責任者の統括指揮の下、競争的資金等を運営及び管理等の業務を担当する事務職員は、分担する業務の遂行にあたり、本学の他の規程等及び当該競争的資金等の制度が定める各種手続等を遵守するものとする。

(不正防止計画)

第7条 競争的資金等を運営及び管理等の業務を担当する事務職員は、統括管理責任者の指揮の下、研究資金の不正使用を発生させる要因の所在や態様につき、本学全体の状況を体系的に整理及び把握するものとする。

- 2 競争的資金等を運営及び管理等の業務を担当する事務職員は、研究資金の不正使用を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を作成し、統括管理責任者に提出するものとする。
- 3 統括管理責任者は、本学全体の不正防止計画をまとめ、最高管理責任者に報告し、また、研究代表者等ならびに事務職員に周知し、策定された不正防止計画の確実な実施を確保するものとする。
- 4 最高管理責任者及び統括管理責任者は、策定された不正防止計画を定期的に点検し、必要に応じて見直しを行うよう事務職員に指示するものとする。

(モニタリング)

第8条 統括管理責任者は、前項に規定する不正防止計画の実施状況について事務職員に指示しモニタリングを行うとともに、実施状況に過不足があると判断した場合、又は、適切に実施されていないと判断した場合には、最高管理責任者にその旨の報告を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告があった場合には、統括管理責任者に、不正防止計画の見直しを指示し、確実な実施を確保するよう指示するものとする。

(内部監査の実施)

第9条 競争的資金等の適正な管理のために、内部監査体制の整備を図るものとする。

- 2 内部監査は、学校法人事務局長が監事との連携を図り、実効性のある監査を実施するものとする。
- 3 内部監査は、本学全体の見地に立った検証機能を果たすため、発注・検収・支払の現場における現状を確認するとともに、帳票類の監査、機器備品の現物実査、謝金等の使途確認及び研究の遂行状況について監査を行うものとする。

(通報窓口の設置)

第10条 本学の研究活動における不正行為等に関する通報(以下「通報」という。)を受け付ける窓口を本学研究倫理委員会に置く。

- 2 通報窓口が通報を受け付けたときには、当該通報の内容を確認の上、当該通報を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該通報の内容を精査し、必要に応じて、調査委員会を設置して調査を行うものとする。

(懲戒)

第11条 研究資金の不正使用が発生した場合、該当者を対象とする就業規則における懲戒規程に従って、処分を課することができる。

(取引停止等の措置)

第12条 研究資金の不正使用が発生した場合、不正使用に関与した業者等について、取引停止等の措置を講ずるものとする。

(研究資金の返還等)

第13条 研究資金の不正使用が発生した場合、速やかに当該競争的資金等を配分する国等に報告を行わなければならない。

- 2 前項の報告に基づき、国等から当該研究資金の返還及び必要な措置等を求められた場合、その指示に従うものとする。

(定めのない事項の取扱い等)

第14条 この規程に定めのない事項については、統括管理責任者の意見を聴き、最高管理責任者が決定する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。